学生教育研究災害傷害保険、スポーツ安全保険について

学務部学生支援課

学生教育研究災害傷害保険

この保険制度は、教育研究・課外活動等中の災害障害事故に対する全国的な規模の互助制度で、これに加入することによって安心して学生生活が送れるようにとの趣旨で発足したものです。正課中、学校行事中、学校施設内外での課外活動中及び通学中等の不慮の災害を被った際に、学生やその保護者等の経済的負担を救済するものであり、学生は全員加入することとしています。

1. 保険期間

新入生については、原則として入学手続きと同時に本保険への加入を申し込むことと していて、保険期間は次のとおりです。

保険始期・・・4月1日の午前0時

保険終期・・・卒業年次の3月31日の午後12時

在学生等の中途加入の保険期間は次のとおりです

保険始期・・・申し込みを行った翌日の午前0時

保険終期・・・卒業年次の3月31日の午後12時

2. 保険対象範囲

保険金は、次の各号の一に該当し、急激且つ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合

- ① 正課(講義、実験、実習、演習又は実技)を受けている間
- ② 学校主催の行事に参加している間
- ③ ①、②以外で学校施設内にいる間。但し、寄宿舎にいる間、学校が禁じた時間若しくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除く
- ④ 課外活動を行っている間(山岳登はん等は保険金の対象外になります。)
- ⑤ 住居と学校施設等の間を通学中、学校施設等の相互間移動中
 - 注)・①と②については、治療日数(入院又は通院した日数)1日目から医療保険金の支払い対象となります。
 - ・③については、治療日数4日から、④(課外活動中)については、治療日数14日目から医療保険金の支払い対象となります。
 - ・⑤については、治療日数4日目から医療保険金の支払い対象となります。
 - ・ 入院した場合は、医療保険金の支払いの有無に関係なく入院1日目から入院加算金が支払われます。

スポーツ安全保険

この保険は、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動、指導活動等を行 う5名以上のアマチュアの団体やグループを対象とした傷害保険、賠償責任保険を一括契 約した保障制度です。

1. 保険期間

当該年度4月1日午前0時より翌年3月31日午後12時までです。 4月1日以後の申し込みは掛け金を振り込んだ日の翌日の午前0時より有効ですが、 終期は前期と同様3月31日午後12時までです。

2. 加入区分(関係分)

- 【A2】高校生以上の生徒、学生、社会人等の文化活動、ボランティア活動、地域活動を行う団体(スポーツ活動〔ダンス・踊りを含む〕行う場合はC区分となります。) ※ 1人当たり年間掛金800円
- 【C】高校生以上の生徒、学生、社会人等のスポーツ活動 [ダンス・踊りを含む] 行う 団体
 - ※1人当たり年間掛金1、850円円
- 【D】危険度の高いスポーツ活動を行う団体

山岳登はん(冬山登山、岩登り、沢登り、フリークライミング等特殊な技術と経験を要するもの。具体的にはピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)アメリカンフットボール、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、航空機の操縦(グライダー及び飛行船を除く)、超軽量動力機の搭乗(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除く)ハングライダーの搭乗(パラグライダーの搭乗はC区分)、ジャイロプレーンの搭乗、その他これらに類似するスポーツ活動を行う団体

※ 1人当たり年間掛金11,000円

3. 傷害保険について

対象となる事故

被保険者(補償対象となる方)が日本国内での団体の活動中に及び自宅との往復中に 急激で偶然な外来の事故により被った傷害(日射、熱射病及び細菌性・ウイルス性食 中毒を含む)による死亡、後遺障害、入院、手術、通院

注)入・通院保険金の支払いは、治療日数(入院日数及び実通院日数)1日目から対象となります。

4. 賠償責任保険について

対象となる事故

被保険者が日本国内での団体の活動中及び自宅との往復中に、他人にケガをさせたり、他人の物を破損したことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合

5. 突然死葬祭費用保険について

対象となる事故

加入者が団体の活動中及び往復中に発生した突然死 (急性心不全、脳内出血等による死亡)

6. 保険金が支払われない場合

上記3、4、5について保険金が支払われない場合があります。詳しくはスポーツ安全保険のホームページで確認してください。

7. 掛け金の補助

掛け金については、育友会から補助をしています。 加入については、積極的に支援していますので、必ず加入してください。

事故の通知

学生教育研究災害傷害保険並びにスポーツ安全保険は、いずれの場合でも事故の日から 30日以内に保険会社へ事故通知を行う必要があります。詳細は学生支援課生活支援グループへ問い合わせて下さい。